平成２４年（フ）第２６７１号
大阪府東大阪市荒本北３丁目２番５―305号、前住所大阪府四條畷市清滝新町17番201号
債務者　久保田郁子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７９号
大阪府東大阪市小阪１丁目10番17号　みはらマンション205号
債務者　山本奈緒美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４号
神戸市北区星和台２丁目56番地の２、住民票上の住所神戸市長田区一里山町８番41号
債務者　金操　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―433号
債務者　徳田　真美
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５１号
兵庫県西宮市門戸荘18番13―301号
債務者　鈴木　龍三
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2623番地の１
債務者　南　あい子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第３０８号
広島市南区宇品御幸１丁目14番10―303号
債務者　大原　茂夫
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０１号
高知市北竹島町157番地４
債務者　冨田眞理子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
高知市河ノ瀬町149番地24　メゾン南十字星401号
債務者　渕上洋一郎
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
高知市南竹島町１番地12
債務者　渕上　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６６号
北海道小樽市末広町11番３号　リーブ寿101号室、前住所北海道小樽市末広町５番11号
債務者　和久井秀子（旧姓力石）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１７号
福島県東白川郡塙町大字塙字本町121番地１
債務者　磯田　　香
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
金沢市大額町ヌ５番地13
債務者　金光雅弘こと　金　　雅弘
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４１号
金沢市大浦町ハ31番地２、従前の住所金沢市向中町12の30番地４、従前々の住所金沢市本江町９番10号
債務者　杉山　哲郎
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４３号
山梨県甲斐市篠原1942番地２　平井住宅３号
債務者　河東和賀子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
山梨県甲斐市中下条1899番地１　武井住宅
債務者　平野　美貴
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
長野市大字栗田599番地８　ハイツ志賀203、前住所長野県上田市蒼久保53番地　メゾンソレイユ102号
債務者　加部　篤志（旧姓室）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係